

令和3年  
第3回定例会

# 市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

## (登壇)

### (はじめに)

令和3年第3回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (新型コロナウイルス感染症対策)

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、各地で「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が適用されており、三重県においては、先月20日から「まん延防止等重点措置」、27日からは、「緊急事態宣言」が適用され、ますます予断を許さない事態が続いております。

県内の感染状況といたしましては、全国同様、感染力が強く重症化しやすいと言われている変異株への置き換わりが進んでおり、8月以降は、新規感染者数が急増し、先月26日には、500人を超えるといった、これまでにない感染状況が続いております。

9月に入り、県内においては、多少、感染者数は減少しつつあるものの、まだまだ予測不能の状況が続いております。

そして、政府は、今月12日まで発令中の緊急事態宣言を、三重県を含め、今月30日まで延長する方向で調整し、本日、決定される予定となっております。

このような中、基本的な感染予防対策は、変異株においても、従来型と同様、「三つの密の回避」、「マスクの着用」、「手洗い」等であり、市民の皆さまには、ワクチンの接種の有無に関わらず、感染予防対策を徹底していただくことに加え、日中を含めた不要不急の外出の自粛、県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置やまん延防止重点措置が実施されている地域や、県内においても感染拡大地域との間での不要不急の往来の自粛についてご協力を頂きますよう、お願いしているところでございます。

また、主に発症予防や重症化予防に効果がある、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、65歳以上の方の接種に続き、7月中旬より、16歳から64歳以下の方を対象とした、集団接種及び医療機関での個別接種を開始しており、現在順調に進めております。

また、12歳から15歳の方につきましては、先月上旬に接種券を送付し、順次、個別接種を開始致しております。

そのような状況の中で、昨日8日現在、接種対象者の約81%の方、人数にして13,000人以上の方が1回目の接種を終えております。

また、2回目の接種を終えた方は、現在、約64%の10,300人で、今月12日、19日に予定しております集団接種により、新たに2,060の方が終えることになり、これにより、約12,400の方が接種を完了いたします。

最終的には、ワクチン接種を希望される全ての方が、10月中旬に、接種を終えることを目指し、鋭意進めてまいります。

### (財政健全化)

次に、財政健全化の取り組みについてであります。

本市の財政状況は、人口減少、少子高齢化に加え、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止等の影響を受け、主な自主財源である市税収入が年々減少傾向にあります。

一方、地方交付税については、本年度当初予算において、国勢調査人口の減少による普通交付税の減額を見込んでいたものの、国の政策による基準財政需要額の増加額が、国勢調査人口の減少影響額を大幅に上回ったこと等により、予算額を大きく上回る結果となりました。

このことから、今補正後の財政調整基金残高は11億9,885万7千円、基金総額では21億4,446万7千円となる見込みであります。

しかしながら、一時的な基金の増加をもって財政の健全化を判断できるものではなく、本市の財政は、国の動向に大きく左右される

依存体質であることに変わりはありません。

従いまして、今後につきましても、将来の投資計画を踏まえた中期的な財政収支を見通した上で、財政健全化の取組を引き続き着実に進めていく必要があると考えているところであります。

ご承知のとおり、本市においては、新しい人の流れの創出、産業の振興、雇用の促進、防災・減災対策、福祉、教育環境の充実、公共施設の老朽化対策など、取り組まなければならない行政課題が山積している状況にあります。

これらの政策を一つずつ着実に推進していくため、今後も私自身が先頭に立ち、より一層の行財政改革を進め、効率的・効果的で持続可能な行財政運営に努めてまいり所存であります。

#### **(第7次尾鷲市総合計画の策定)**

次に、第7次尾鷲市総合計画の策定についてであります。

昨年度から本年5月までの間、5回の「尾鷲市総合計画審議会」を開催させていただき、第7次尾鷲市総合計画における基本構想、施策分野などについて活発なご議論をいただきました。

そして、先月11日に、第1回の審議部会を開催させていただき、令和4年度から令和8年度までの「前期基本計画(案)」について、審議会委員である市民の皆さまと行政とが一体となり、まちの将来像を実現させるがために具体的な議論が始まりました。

先月26日・27日に予定しておりました第2回の審議部会は、新型コロナウイルス感染症の市内での感染者数が増加を続けており、その現状を踏まえ延期とさせていただきましたが、今後の市内での感染状況を見極めながら、随時、開催していきたいと考えております。

今回の第7次総合計画策定にあたりましては、多くの市民の皆さまからのご意見を頂戴するために、市ホームページにおいて、各種資料、審議会での配布資料や議事録など積極的な情報開示を行っており、「策定過程の見える化」を図るとともに、「実現性」・「実効性」があり、かつ、皆さまに理解が得られる「わかりやすい計画」を策

定していきたいと考えております。

策定にあたりましては、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご協力と忌憚のないご意見をお願い申し上げますところであります。

### （おわせS E Aモデル構想）

次に、おわせS E Aモデル構想についてであります。

平成30年の中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止を受け、同年5月に中部電力と「中部電力が所有する尾鷲三田火力発電所用地の有効活用について、本市と中部電力が相互に協力し、共存共栄の理念に基づき地域の活性化に努める」とした2者協定を締結いたしました。

そして、用地の活用について、より具体的に検討を進めるため、8月に尾鷲商工会議所と、オブザーバーに三重県、三重大学を迎え「おわせS E Aモデル協議会」を設立いたしました。

それから3年が経過するなか、約19万坪という広大な跡地における「おわせS E Aモデル構想」実現に向け、鋭意、企業誘致活動などの取り組みを進めているところであります。

現在の進捗状況といたしましては、先の第2回定例会での一般質問でお答えさせていただいたとおり、それぞれのプロジェクトにおいて、スポーツ振興ゾーンの測量と基本計画策定、木質バイオマス発電事業の事業化に向けた取り組み、陸上養殖事業に向けた実証試験などを着実に進めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下にあっても、その時々状況に応じて、面談やリモートによって「おわせS E Aモデル協議会」の定期会合を設けており、相互の事業進捗の共有、継続した企業誘致活動などの協議を重ねているところであります。

事業進捗につきましては、その都度、行政常任委員会において共有させていただきますので、この一大プロジェクト成功のため、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます次第であります。

## (林業・関連産業の振興)

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

日本を取り巻く森林は、木材価格の低下、後継者不足が顕著であり、不明森林の増加に伴う荒廃が進むなど、国土、環境保全の観点からも、林業の振興と森林保全活動の一体的な推進は不可欠となっています。

こうしたなか、ヤフー株式会社から、日本初となる「カーボンニュートラル」をテーマにした「企業版ふるさと納税」の対象となる事業の募集があり、本市でも参画の意思を示し、「林業」を含めた「森林保全」について、「脱炭素」という新たなアプローチから、維持・再生させる仕組みづくりを目指した事業の推進をテーマに応募しました。

そして、数々の審査を受け、最終プレゼンでは、私も本市としての思い、考えを訴えさせていただき、既に報道されているとおり、その第一弾となる寄附先として、本市を含む8自治体が採択されたものでございます。

国においては、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、これに伴い、2030年度には、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減目標が46%に引き上げられ、全国の企業等では、企業活動にて排出される温室効果ガスを削減、もしくは吸収するための排出量取引が必要となっています。

本市におきましては、先ずは市有林において、持続可能な国際森林認証である「FSC認証」と、江戸時代から続く伝統的な尾鷲ヒノキ林業の継承を目的とした「日本農業遺産」の2つの強みと、「木育」などの自然体験プログラムによる学びとを組み合わせた脱炭素の仕組みを構築すべく、取り組みを進めてまいります。

今回、ヤフー株式会社という全国ブランドの企業からご寄附を賜ったことにより、本市の森林における脱炭素の取り組みが全国に周知されましたが、本市の林業事業につながるビジネスチャンスと捉

え、PR活動等を通じ、積極的に事業推進に取り組んでいきたいと考えております。

そして、本事業は、本年度で終了するものではなく、事業性に鑑み、継続するものと聞いており、2050年に向けてのカーボンニュートラルの実績を積み重ね、さらには、次の世代を創り支えていく今の子どもたちに、尾鷲の森林での自然体験、環境学習をする場所と機会の創出につなげていきたいと考えております。

詳細につきましては、関連する予算を計上しておりますので、予算内容と合わせて行政常任委員会において説明させていただきます。

### (認定こども園の設置)

次に、認定こども園の設置についてであります。

認定こども園の設置に向けた経過といたしましては、本市からの「認定こども園」の設置・運営についての申し入れに対して、社会福祉法人尾鷲民生事業協会から同意をいただき、現在、来年4月に尾鷲第四保育園を幼保連携型の「認定こども園」として移行することを目指し、県への認可申請に向けての取り組みを進めるとともに、本年10月には、「認定こども園」の園児の募集を開始する予定であります。

また、本市の幼児教育を、「認定こども園」で実施するにあたりましては、子育て中の保護者の皆さまへのアンケートや議員の皆さまからいただいたご意見も参考としながら、教育・保育の目標設定や内容について、教育委員会が主体となり取り組みを進めております。

そして、先月には、尾鷲第四保育園の保護者説明会や、子育ての専門的な立場の方や、子育て世代の代表の方で組織された「子ども子育て会議」を開催し、「認定こども園」について、ご意見をいただいたところでございます。

今後も、教育委員会、福祉保健課そして、尾鷲民生事業協会の3者が連携し、様々な協議を行いながら、本市にとって、より良い「認定こども園」ができるよう取り組んでまいります。

### (三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止)

次に、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の中止についてであります。

「三重とこわか国体・三重とこわか大会」につきましても、主催する三重県や日本スポーツ協会など4者において、新型コロナウイルス感染症の急拡大により開催は困難であると判断され、中止が合意されました。

そして、4者の合意を受け、「日本スポーツ協会国体委員会」で最終的に「三重とこわか国体」の中止が決定されました。

本市におきましても、オープンウォータースイミングの競技開催に向け、鋭意、準備を進めてまいりましたが、開始2週間前に中止が決定され、これまで準備をされてきた選手、関係者の皆さまと同様、私といたしましても大変残念至極に思っております。

しかしながら、全国及び県内での新型コロナウイルスの脅威的な感染拡大を受けての結果であり、やむを得ないことではありますが、これまで、多大な協力を賜りました競技団体などの関係機関、地域の方々やボランティアの皆さまなど、関係者のご労苦に対し、深謝申し上げる次第であります。

### (都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

昨年度から進めてきております、尾鷲市都市計画マスタープランの見直しにつきましても、庁内検討委員会を4回、策定委員会を3回、地域別構想検討会を2回開催し、また議員の皆さまからもご意見をいただき、先月24日には、第2回目の尾鷲市都市計画審議会を開催し、本マスタープランの見直しについて審議をして頂き、承認されたことを報告させていただきます。

また、本定例会において、都市計画審議会承認された内容を議案として上程させていただいております。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。



平成24年度に、近畿自動車道紀勢線の一部として、南海トラフ巨大地震時における、広域的防災に資する高規格道路として着手されました、一般国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）事業が完成し、先月29日に開通を迎えることができました。

これもひとえに、国、県をはじめ、関係者の皆さま方のご支援と、ご協力の賜物と深く感謝しております。

当地域にとって、近年の激甚化・頻発化・広域化する災害等に対応するべく、災害に強い道路ネットワークの整備が必要であり、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の整備について、東紀州5市町において引き続き要望活動を行い、高規格道路のミッシングリンクの解消及び一般国道とのダブルネットワーク化による、道路ネットワークの機能強化を進めて行きたいと思っております。

また、一方で尾鷲北インターと南インターが直結することで、国道42号の通行量が減少するという懸念がある中、市域活性化策を早急に具現化していかなければならないと考えております。

### （ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

ふるさと納税事業につきましては、平成29年度以降毎年増加を続けており、令和2年度は寄附件数26,727人、寄附金額403,288,301円となっております。

昨年度、寄附額が増額した要因は沢山ありますが、その中で、返礼品として尾鷲の地場産品の魅力が寄附者に伝わったものと確信しております。

今後も、返礼品の魅力をしっかり伝えるとともに、事業者の皆さまとともに、新規返礼品の開発や新しいマーケットの開発など積極的に取り組んでまいります。

さらには、本市にご寄附をしていただき、尾鷲を知って頂いた方々との関係を深めることで、継続的に関係人口の創出・拡大に向けた取り組みを行い、また頂戴した寄附者の願いや想いをしっかりと受け止め、寄附金の使い道をご寄附していただいた方々にきちんと報

告することで、共感を生み、尾鷲市版ふるさと納税事業の特色を大いに発信するなど、寄附者のニーズを正しく把握し、さらに力を結集し取り組んでまいります。

### **(定住移住促進事業)**

次に、定住移住についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークや企業のオフィス縮小や分散化など、新型コロナウイルス感染拡大によるニューノーマルを背景にした、新しい働き方や、地方移住を考える人が増加しています。

コロナ禍での移住促進といたしましては、コミュニケーション型移住Webサイトや、オンラインツールを活用し、情報発信や移住サポートを実施していくとともに、本市への定住移住の裾野を拡大していくために、2万人をはるかに超えるふるさと納税寄附者や、観光などで訪れる交流人口に対し、地域との関係性をさらに深めた関係人口を創出していく仕組みの構築を進めてまいります。

### **(尾鷲総合病院の経営改善)**

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

尾鷲総合病院の経営につきましては、令和元年度から療養病棟を地域包括ケア病棟に転換し、令和2年度からはDPC制度の導入など新たな取り組みを行い、病院改革を積極的に取り組んだ結果、一定の成果が出てきております。

しかし、地域における人口減少に伴う患者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり入院病棟の稼働率も低下しており、経営状況はまだまだ厳しい状況であります。

一方、新型コロナウイルス感染症に対し、尾鷲総合病院職員の日々の感染対策や陽性患者の受け入れ等リスクと隣り合わせのなかでの努力により、空床確保の補助金が交付されたため2年連続黒字を計上することができ、資金不足についても解消することができました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、非常に厳しい

経営状況ではありますが、「尾鷲総合病院新改革プラン」の計画に則し、医療機器の更新や整備を行い、充実した地域医療が提供できるよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施し、皆さまが安心して尾鷲総合病院を受診できるよう取り組んでまいります。

## (提案説明)

それでは、今回提案しております議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」までの14議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日をもって失効し、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに制定されたことに伴い、「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例」を廃止し、対象となる業種の用に供する施設・設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、4ページの議案第48号「尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによるものと、同法第19条に第4号として新たに1号が追加されたため、同条を引用している条文を改正するものであります。

次に、6ページの議案第49号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正により、固定資産税の特例措置の期間が2年間延長されたものと、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正により、引用している条文を改正するものであります。

次に、8ページの議案第50号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」から、11ページの議案第53号

「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第8号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億9,006万6千円、国民健康保険事業会計で4,213万9千円、後期高齢者医療事業会計で549万6千円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳入で4億6,060万8千円、歳出で1,688万2千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を195億5,788万9千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

なお、今回の一般会計補正予算には、市長改選後の、いわゆる肉付け予算が一部含まれております。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

10款、地方交付税は、普通交付税の額の確定により3億8,058万4千円を増額するものであります。

増額の主な要因は、当初予算においては、令和2年度国勢調査による人口減少の影響等を踏まえ、臨時財政対策債との合算額で、前年度比約1億円の減額を見込んでおりましたが、本年度の算定において、地域デジタル社会推進費が新たに算入されたことや、各算定項目において単位費用及び補正係数が増加したことなどにより、人口減少影響額を大幅に上回る増額があったことが主な要因であります。

14款、国庫支出金278万円の増額は、各保育園等の新型コロナウイルス感染症対策用消耗品等の購入に対する保育対策総合支援事業費補助金114万6千円、及び避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金110万円の追加が主なものでございます。

15款、県支出金62万3千円の増額は、大曾根浦漁港西網干場舗装工事に対する県単漁港改良事業補助金120万円、三重県海岸漂着物等対策事業補助金160万円のそれぞれ追加、森林環境保全

直接支援事業補助金 285万7千円の減額が主なものであります。

16款、財産収入 642万2千円の増額は、立木売払収入であります。

17款、寄附金 2,660万円の増額は、「Yahoo! JAPAN地域カーボンニュートラル促進プロジェクト」において採択された、みんなの森プロジェクト事業に対する、同社からの地方創生応援寄附金 2,560万円、及び市内1事業者から災害等対策寄附金として100万円のご寄附をいただいたものであります。

18款、繰入金 665万7千円の増額は、都市計画事業の認可を受けた尾鷲都市計画火葬場事業の本年度事業費に対する、都市計画事業基金繰入金 500万円、及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から154万円、後期高齢者医療事業会計から11万7千円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款、繰越金 2億9,394万4千円の増額は、令和2年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入 619万6千円の増額は、受託造林事業収入 682万8千円の増額が主なものであります。

21款、市債 3,360万円の減額は、令和3年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の確定による4,590万円の減額、一般林道整備事業債 700万円の増額等が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

総務費の財産管理費は、基金積立金として、今補正に伴う財政調整基金積立金 5億3,909万8千円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し、及び災害等対策基金積立金 100万円の追加であります。

コミュニティセンター費は、現在、故障により仮設空調機で対応

している梶賀コミュニティセンターの空調設備改修工事請負費 4 2 8 万 7 千円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、老人福祉費では、聖光園事務室・面会室空調設備改修工事請負費 1 4 8 万 5 千円の追加、児童措置費では、各保育園等への新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 2 5 0 万 1 千円の追加が主なものであります。

5 ページをご覧ください。

衛生費は、下水道整備費で中川・矢の浜幹線下水路浚渫工事請負費 4 0 0 万円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、林道開設改良費で、林道大根須賀利線舗装工事請負費 7 0 0 万円の追加、管理費の市有林管理事業では、森林環境保全直接支援事業委託料 4 6 2 万円の減額、受託造林管理事業では、森林整備業務委託料 6 7 2 万円の増額、みんなの森プロジェクト事業では、森林整備業務委託料 1, 7 8 0 万円、及びみんなの森プロジェクト推進業務委託料 6 7 1 万円の追加が主なものであります。

また、漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料 2 0 2 万円の追加、漁港建設費では、大曾根浦漁港西網干場舗装工事請負費 3 1 0 万円の追加であります。

商工費は、観光費で、開催中止決定に伴うウォーキング大会運営委託料 1 6 0 万円の皆減であります。

土木費は、道路新設改良費で、市内各所道路改良工事請負費 1, 5 0 0 万円の増額、住宅管理費で、避難路沿道建築物耐震診断補助金 2 2 0 万円の追加であります。

消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 1 6 8 万 1 千円の減額であります。

6 ページをご覧ください。

教育費は、事務局費で、タブレットパソコンを自宅で利用する際に掛かる授業目的公衆送信補償金 6 万 9 千円の追加が主なものであります。

公債費は、令和 2 年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 1 4 4 万 6 千円の増額、公債費利子で 5 6 4 万 3 千円の

減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

7 ページをご覧ください。

追加2件は、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

8 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、4, 213万9千円を追加し、歳入歳出総額を22億8, 083万1千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金4, 145万7千円の増額が主なものであります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金1, 984万7千円の増額、諸支出金で、普通交付金前年度精算金2, 050万8千円の追加、及び事業費等の精算による一般会計繰出金154万円の増額が主なものであります。

9 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、549万6千円を追加し、歳入歳出総額を6億7, 015万2千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金549万6千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金537万9千円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計への繰出金11万7千円の増額であります。

10 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策の補助金4億4, 012万9千円の増額、及び尾鷲総合病院が行った医療従事者用新型コロナワクチン接種に対する委託金437万9千円の増額により、4億4, 450万8千円の増額であります。

支出では、医業外費用で、控除対象外消費税の増額等により73



万1千円の増額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債が1,610万円の増額であります。

支出では、関節鏡ビデオカメラシステム等医療機器購入費の増額による建設改良費1,615万1千円の増額であります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

MRI更新事業につきましては、平成18年に更新し稼働しているMRIが、本年度末で保守が終了することから、令和4年度早々の稼働を目指し、本年度中に機器購入及び保守の契約をするため、計上するものであります。

以上をもちまして、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、14ページの議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

また、15ページの議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、16ページの議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から後ほど説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域における計画的な対策を実施するため、令和13年3月31日までの10年間の期限とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、本市において5年間の計画期間とする「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を定めるため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、18ページの議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」につきましては、これまでの計画の策定から10年余りを経過し、本市を取り巻く社会情勢も刻々と変化しており、市民が安全で誰もが快適に暮らせるまちを目指し、現状を踏まえた様々な課題に対応できる方策を具体的に検討・推進していかなければならないことから、現行のマスタープランを見直し、本市が東紀州の中心的な広域交流拠点都市として発展し、市民参加のもと中心市街地や集落などが持つ独自の個性を育みながら活性化していくための計画を策定するため、尾鷲市議会基本条例第9条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」及び議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」の2議案の説明とさせていただきます。

それでは、会計管理者、病院事務長及び水道部長より、各会計の決算の認定等について説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

**(降壇)**

## (登壇)

### (会計管理者)

それでは、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきまして、「令和2年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の134億7,643万9千円に対し、歳入決算額は134億3,802万6,925円、予算現額に対する収入率は99.7%であります。

歳出決算額は131億2,702万139円で、執行率は97.4%となり、歳入歳出差引残額は、3億1,100万6,786円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は、同額の23億732万6千円に対し、歳入決算額は22億7,948万3,188円、予算現額に対する収入率は98.7%であります。

歳出決算額は22億3,802万4,973円、執行率は96.9%、歳入歳出差引残額は、4,145万8,215円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億4,401万6千円に対し、歳入決算額は、6億4,454万1,363円、予算現額に対する収入率は100.0%であります。

歳出決算額は6億3,904万4,494円、執行率は99.2%、歳入歳出差引残額は、549万6,869円あります。

以上、令和2年度の決算総額は、予算現額164億2,778万1千円に対し、歳入決算額は、163億6,205万1,476円、予算現額に対する収入率は99.5%であります。

歳出決算額は160億408万9,606円、執行率は97.4%、

歳入歳出差引残額は、3億5,796万1,870円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が1,706万1千円でございますので、これを差し引いた2億9,394万5,786円が実質収支額となり、令和3年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額1,706万1千円は、6月18日に開会されました、令和3年第6回臨時会の「報告第1号」にて報告させていただきました、令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額8,387万2千円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについてご説明いたします。

1款市税は、予算現額19億5,096万7千円に対し、調定額は21億663万4,327円、収入済額は19億9,677万5,750円、一般会計収入済額全体（構成比）の14.9%を占めております。

前年度との比較は2,352万1,817円の減少となっており、その主な要因は市民税及び市たばこ税の減収であります。

不納欠損額は252万4,538円、前年度との比較は322万7,205円の減少であります。

収入未済額は1億733万3,994円、前年度との比較は、

1,791万5,463円の増加であり、収納率は94.7%であります。

2 款地方譲与税の収入済額は 7, 787 万 2, 000 円、前年度との比較は 1, 369 万 3, 995 円の増加であります。

これは、森林環境譲与税の増加によるものであります。

3 款利子割交付金の収入済額は 213 万 3 千円、前年度との比較は 7 万 6 千円の増加であります。

4 款配当割交付金の収入済額は 989 万 6 千円、前年度との比較は 63 万 1 千円の減少であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1, 068 万 8 千円、前年度との比較は 493 万 5 千円の増加であります。

6 款法人事業税交付金は平成 31 年度税制改正に伴い新設された科目で、収入済額は 1, 061 万 5 千円であります。

7 款地方消費税交付金の収入済額は 4 億 66 万 5 千円、前年度との比較は 7, 157 万 1 千円の増加であります。

自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税の廃止、環境性能割の導入に伴い、廃止となりました。

8 款環境性能割交付金の収入済額は 585 万 5, 313 円、前年度との比較は 313 万 1, 313 円の増加であります。

次に、5、6 ページをご覧ください。

9 款地方特例交付金の収入済額は 1, 139 万 4 千円、前年度との比較は 1, 026 万円の減少であります。

これは、子ども・子育て支援臨時交付金の皆減が要因であります。

10 款地方交付税の収入済額は 38 億 7, 285 万 9 千円、一般会計収入済額全体の 28.8% を占めております。

前年度との比較は 4, 257 万 2 千円の増加であります。

11 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 1, 770 万円、前年度との比較は 21 万 5 千円の減少であります。

12 款分担金及び負担金の収入済額は 7, 771 万 6, 863 円、前年度との比較は 4, 121 万 6, 139 円の減少であります。

不納欠損額は 240 万 8, 380 円で、全額、保育所入所保護者負担金の過年度分であります。

収入未済額は 249 万 5, 960 円、主なものは保育所入所保護

者負担金 2 4 0 万 6 , 0 0 0 円であります。

1 3 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 1 , 3 3 0 万 1 7 4 円、前年度との比較は 6 3 5 万 4 , 1 6 2 円の減少であります。

不納欠損額は 1 8 万 1 , 3 0 0 円で、し尿処理手数料過年度分 9 万 6 , 3 0 0 円、幼稚園保育料過年度分 8 5 , 0 0 0 円であります。

収入未済額は 7 9 4 万 5 , 5 8 6 円、主なものは市営住宅使用料が 7 5 5 万 4 , 4 0 0 円、し尿処理手数料が 3 7 万 4 , 5 0 0 円であります。

1 4 款国庫支出金の収入済額は 3 3 億 6 , 2 6 5 万 1 , 8 1 2 円、前年度との比較は 2 4 億 1 , 9 5 1 万 1 , 0 9 2 円の増加であります。

これは主に民生費国庫負担金及び総務費国庫補助金の増加によるものであります。

1 5 款県支出金の収入済額は 5 億 6 , 3 2 0 万 8 , 7 2 4 円、前年度との比較は 3 , 0 7 5 万 3 , 6 0 0 円の増加であります。

これは主に、民生費県負担金及び農林水産業費県補助金の増加によるものであります。

次に、7、8 ページをご覧ください。

1 6 款財産収入の収入済額は 4 , 0 0 1 万 4 , 6 9 6 円、前年度との比較は 4 , 4 2 8 万 3 , 9 8 4 円の減少であります。

これは、不動産売払収入等の減少によるものであります。

1 7 款寄附金の収入済額は 4 億 2 , 9 8 3 万 5 , 1 0 1 円、前年度との比較は 2 億 8 , 6 4 7 万 7 , 7 7 0 円の増加であります。

これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、ふるさと納税の総務費寄附金の増加が主な要因であります。

1 8 款繰入金の収入済額は 1 1 億 2 , 7 1 3 万 2 , 3 0 9 円、前年度との比較は 2 億 7 , 6 8 5 万 9 , 6 7 8 円の増加であります。

これは、財政調整基金繰入金の増加が主な要因であります。

1 9 款繰越金の収入済額は 1 億 9 , 3 1 7 万 6 , 5 9 6 円で、前年度との比較は 2 , 6 0 2 万 9 , 7 9 5 円の減少であります。

2 0 款諸収入の収入済額は 1 億 5 , 7 7 6 万 7 , 5 8 7 円、前年

度との比較は2, 436万1, 951円の減少であり、これは、雑入の民生費雑入の増加及び農林水産業費雑入の減少が主な要因であります。

不納欠損額は86万5, 530円で、民生費雑入の生活保護法第63条及び78条による返還金過年度分であります。

収入未済額は1, 147万1, 664円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が66万7, 500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が1, 080万4, 164円であります。

21款市債の収入済額は9億7, 270万円、前年度との比較は5, 550万円の増加であります。

これは、総務債の増加によることが、主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額134億7, 643万円9千円に対しまして、調定額135億7, 325万3, 922円、収入済額は134億3, 802万6, 925円、前年度との比較は30億2, 789万773円の増加となり、不納欠損額は597万9, 793円、収入未済額は、1億2, 924万7, 204円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は99.7%、調定に対する収入割合は99.0%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから34ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについてご説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億1, 503万7, 120円、前年度との比較は140万371円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬等における議員報酬、共済費等の減少によるものであります。

執行率は96.8%であります。

2款総務費は、支出済額47億8,625万3,843円、前年度との比較は25億5,449万9,933円の増加であります。

主な要因は、総務管理費における、諸費の増加によるものであります。

翌年度繰越額403万7千円は、損害賠償請求事件に係る報償費52万8千円、尾鷲市港まちづくりビジョン作成事業350万9千円であります。

執行率は96.8%であります。

3款民生費は、支出済額33億1,968万7,210円、前年度との比較は9,786万5,867円の増加であります。

この主な要因は、児童福祉費における児童措置費の増加によるものであります。

執行率は98.7%であります。

4款衛生費は、支出済額14億5,283万9,929円、前年度との比較は4,869万1,652円の増加であります。

この主な要因は、上水道費の増加によるものであります。

翌年度繰越額1,337万円は、感染症予防対策事業であります。

執行率は97.4%であります。

次に、11、12ページをご覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額2億9,508万5,587円、前年度との比較は、1,421万6,185円の増加であります。

この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。

執行率は96.4%であります。

6款商工費は、支出済額3億7,472万4,520円、前年度との比較は2億5,948万8,777円の増加であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の増加によるものであります。



執行率は98.5%であります。

7款土木費は、支出済額3億6,328万6,796円、前年度との比較は3,367万4,295円の増加であります。

この主な要因は、道路橋梁総務費の増加によるものであります。

翌年度繰越額3,014万円は、上岡第一陸橋外2橋維持修繕事業833万8千円、急傾斜地崩壊対策事業982万3千円、尾鷲市都市計画マスタープラン見直し事業1,197万9千円であります。

執行率は90.5%であります。

8款消防費は、支出済額4億7,627万7,085円、前年度との比較は1,218万4,350円の減少であります。

この主な要因は、消防費における非常備消防費の減少によるものであります。

執行率は90.6%であります。

9款教育費は、支出済額6億6,309万508円、前年度との比較は5,286万4,666円の減少であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。

翌年度繰越額3,632万5千円は尾鷲中学校トイレ改修事業3,599万2千円と成人式事業33万3千円であります。

執行率は90.6%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額4,061万3,100円、前年度との比較は2,503万8,200円の減少であります。

この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の減少によるものであります。

執行率は97.4%であります。

11款公債費は、支出済額12億4,012万4,441円、前年度との比較は688万8,539円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額134億7,643万9千円に対し、支出済額は131億2,702万139円で、前年度との比較は2

9億1,006万583円の増加であります。

翌年度繰越額は8,387万2千円、不用額は2億6,554万6,861円、執行率は97.4%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を35ページから42ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和2年度一般会計の各種資料であります。

15、16ページは、一般会計の歳入・歳出決算額を円グラフで表したものであります。

17、18ページは、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものの、19、20ページは、平成17年度から令和2年度までの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21、22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億7,413万4千円に対し、調定額は4億6,778万6,434円、収入済額は3億7,992万4,472円、本特別会計収入済額全体の16.7%を占めております。

前年度との比較は、3,246万2,781円の増加であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は132万1,026円、前年度との比較は、180万5,924円の減少であります。

収入未済額は8,654万936円、前年度より321万7,3

02円の増加であります。

収入率は101.5%、収納率は81.2%であります。

2款国庫支出金は、収入済額501万2千円、前年度との比較は381万9千円の増加であります。

この主な要因は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の増加であります。

3款県支出金の収入済額は16億3,705万1,595円、本特別会計収入済額全体の71.8%を占めております。

前年度との比較は1億989万4,392円の減少であります。

この主な要因は、普通交付金等の減少によるものであります。

4款財産収入は、基金運用収入8千円であります。

5款繰入金は、収入済額2億1,519万3,148円、前年度との比較は6,177万9,486円の減少であります。

この主な要因は、国保財政調整基金繰入金等の減少であります。

6款繰越金は、前年度からの繰越金3,749万9,036円あります。

7款諸収入は、収入済額481万4,937円、一般分第三者納付金の収入であります。

前年度との比較は610万8,245円の減少であります。

収入未済額の9万3,123円は、雑入の一般分医療費返納金であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額23億732万6千円に対し、調定額23億6,743万8,273円、収入済額22億7,948万3,188円、不納欠損額132万1,026円、収入未済額8,663万4,059円あります。

収入率は98.6%、収納率は96.2%であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,408万8,323円、前年度との比較は374万1,601円の減少であります。

執行率は96.7%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 1 5 億 5, 2 6 2 万 9, 4 0 4 円、支出済額全体の 6 9. 4 % を占めております。

前年度との比較は 1 億 1, 5 4 6 万 8, 8 0 8 円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は 9 5. 9 % であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 5 億 4, 5 8 4 万 9, 5 5 0 円、前年度との比較は 3, 5 3 1 万 7, 3 9 8 円の減少であります。

この主な要因は、一般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。

執行率は 9 9. 9 % であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 2 4 0 円であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2, 6 9 7 万 5, 8 6 1 円、前年度との比較は 3 2 1 万 6, 3 7 3 円の増加であります。

この主な要因は、特定健康診査等事業費の増加によるものであります。

執行率は 9 6. 6 % であります。

6 款基金積立金は、支出済額 4, 3 9 6 万 6 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 1, 2 5 9 万 5 千円の増加であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、2 5、2 6 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 1, 4 5 4 万 5, 5 9 5 円、前年度との比較は、6 1 2 万 8, 0 1 8 円の減少であります。

この主な要因は、一般会計繰出金の減少によるものであります。

執行率は 9 1. 9 % であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 2 3 億 7 3 2 万 6 千円に対しまして、支出済額は 2 2 億 3, 8 0 2 万 4, 9 7 3 円、前年度との比較は 1 億 4, 4 8 4 万 4, 6 8 2 円の減少で

あります。

不用額は6,930万1,027円、執行率は96.9%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、43、44ページに記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

27、28ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億1,274万5千円に対し、調定額は2億1,799万1,101円、収入済額は2億1,428万1,251円、本特別会計収入済額全体の33.2%を占めております。

前年度との比較は958万6,920円の増加であります。

この主な要因は、特別徴収保険料の増加によるものであります。

収入率は100.7%、収納率は98.2%であります。

不納欠損額は12万9,199円、収入未済額は358万651円であります。

2款繰入金の収入済額は4億2,547万1,547円、前年度との比較は1,526万2,510円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は460万3,765円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は、1万9,800円、前年度との比較は1,509万5,577円の減少であります。

この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

5款国庫支出金の収入済額は、16万5千円で高齢者医療制度円滑運営事業補助金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億4,401万6千円に対し、調定額は、6億4,825万1,21

3円、収入済額は、6億4,454万1,363円、不納欠損額12万9,199円、収入未済額358万651円、収入率は100.0%、収納率は99.4%となりました。

次に、29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は8,352万2,426円、前年度との比較は293万9,467円の減少で、執行率は96.7%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は、6億2,433万5,707円、支出総額の97.7%を占めております。

前年度との比較は1,967万7,942円の増加で、この主な要因は、療養給付費負担金の増加によるものであります。

執行率は99.3%であります。

3款諸支出金の支出済額は635万6,361円、前年度との比較は993万8,953円の減少で、この要因は、一般会計繰出金の減少であります。

執行率は88.4%であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額6億4,401万6千円に対しまして、支出済額6億3,904万4,494円、不用額497万1,506円、執行率は99.2%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、47、48ページに記載してありますので、後ほどご参照ください。

以上をもちまして、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案の説明とさせていただきます。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして

ご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

### (病院事務長)

議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして説明いたします。

まず、決算のご説明の前に、令和2年度の病院稼働状況について、説明申し上げます。

令和2年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量(1)稼働状況をご覧ください。

令和2年度の入院の延患者数は、一般病床が3万8,641人、療養病床が1万3,446人、合計、5万2,087人で、前年度と比較して1万4,091人減少しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して53.2%、地域包括ケア病棟の療養病床数56床に対して65.8%、全体の病床利用率は56%で、前年度の利用率と比較して14.9ポイントの減となっております。

外来の延患者数は、8万5,104人で、前年度と比較して8,161人減少しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、小児科で12人、眼科で147人、泌尿器科で189人増加しておりますが、内科が9,190人、外科が4,332人、整形外科が639人、産婦人科が177人、皮膚科が101人減少しております。

また、外来では、精神科が17人増加しておりますが、内科が2,085人、脳神経内科が431人、外科が1,659人、脳神経外科が337人、整形外科が1,550人、小児科が848人、産婦人科が183人、耳鼻咽喉科が393人、眼科が343人、皮膚科が303人、泌尿器科が40人、放射線科が6人減少しております。

それでは、令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、ご説明いたします。

1、2ページをご覧ください。



(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額43億5,240万2千円に対し、決算額は、44億8,133万6,561円で、予算額に比べ1億2,893万4,561円の増であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、40億2,142万7千円に対し、決算額は、39億6,120万2,830円で、不用額は6,022万4,170円であります。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額3億7,131万9千円に対し、決算額は、3億7,137万8千円で、予算額に比べ5万9千円の増であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額5億1,828万1千円に対し、決算額は、5億541万4,404円で、不用額は1,286万6,596円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億3,403万6,404円につきましては、全額、一時借入金で措置しております。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、32億9,404万8,243円、2 医業費用は、37億4,686万5,213円で、医業損失は、4億5,281万6,970円であります。

3 医業外収益は、11億7,166万6,042円、4 医業外費用は、1億9,490万4,195円で、医業外収支は、9億7,676万1,847円であります。

この額から医業損失を差し引いた5億2,394万4,877円が経常利益であります。

5 特別利益は、632万7,354円、6 特別損失は、1,200万円で、経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は、5億1,827万2,231円であります。

これに、前年度繰越欠損金28億6,712万972円を差し引いた当年度未処理欠損金は、23億4,884万8,741円とな

り、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,131万7千円により、当年度末残高は、26億929万7,421円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、28億2,584万7,245円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益5億1,827万2,231円により、当年度末残高は、マイナス23億4,884万8,741円であります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分類はありませんので、資本金の処分後残高は、2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は、28億2,584万7,245円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス23億4,884万8,741円であります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、9ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた28億3,643万1,669円あります。

(2)無形固定資産は、327万9,200円あります。

(3)投資その他の資産は、635万2,660円で、これら固定資産合計は、28億4,606万3,529円あります。

次に、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品

を合わせた流動資産合計、8億6,711万6,615円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、37億1,318万144円であります。

次に、10ページ、負債の部をご覧ください。

3 固定負債の(1) 企業債は、令和4年度以降償還予定の企業債15億5,221万2,530円であります。

(2) 引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した4億4,248万2,430円で、固定負債合計は、19億9,469万4,960円であります。

4 流動負債の(1) 一時借入金は、1億4,000万円で、前年度と比較して2億1,000万円の減であります。

(2) 企業債は、令和3年度償還予定の3億4,911万7,908円であります。

(3) 未払金は、1億7,219万6,767円であります。

(4) 引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、1億2,974万8,168円であります。

(5) その他流動負債は、1,934万4,904円で、流動負債合計は、8億1,040万7,747円であります。

5 繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、2億3,022万2,838円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、30億3,532万5,545円であります。

次に、11ページ、資本の部をご覧ください。

6 資本金は、2億85万6,095円であります。

7 剰余金の(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億2,584万7,245円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の23億4,884万8,741円となり、これを資本剰余金から差し引いた4億7,699万8,504円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、6億7,785万

4,599円、負債の部と合わせた負債資本合計は、37億1,318万144円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上をもちまして、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**

## (登壇)

### (水道部長)

議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして説明いたします。

まず、議案の説明に入る前に、令和2年度の水道事業の概況について、説明いたします。

「令和2年度尾鷲市水道事業会計決算書」の13ページをご覧ください。

令和2年度の給水戸数は9,188戸で前年度に比べて102戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は346万5,842立方メートル、前年度と比較すると給水量で14万8,884立方メートルの減、有収水量で428立方メートルの増となっております。有収水量の増加は継続して実施している漏水修繕による漏水量の減少が主な要因と考えております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において大曾根、北浦東町、泉町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、三木里、須賀利、梶賀、賀田地内の配水管布設替工事及び九鬼地内配水管改良工事、賀田第2加圧ポンプ場設備取替工事（電気設備）を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」4億8,289万7,113円に対し「事業費用」4億5,740万3,657円で、差し引き2,549万3,456円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額5億1,632万2千円に対し、決算額は5億2,388万3,858円で、予算額を756万1,858円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億309万円に対

し、決算額は4億9,143万4,210円で、1,165万5,790円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額6,324万7千円に対し、決算額は6,390万7,800円で、予算額より66万800円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額3億1,396万6千円に対し、決算額は3億1,203万4,875円であり、不用額は193万1,125円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億4,812万7,075円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額684万8,141円、当年度分損益勘定留保資金1億9,625万4,082円、減債積立金4,502万4,852円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」4億1,159万739円から2.「営業費用」4億1,181万7,239円を差し引いた、22万6,500円が営業損失で、これに3.「営業外収益」7,130万6,374円を加え、4.「営業外費用」4,541万4,764円を減額しますと、経常利益は2,566万5,110円となります。

この経常利益から、6.「特別損失」17万1,654円を減額した、2,549万3,456円が、当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金3億4,487万8,882円と、減債積立金の取り崩しにより発生した「その他未処分利益剰余金変動額」4,502万4,852円を加えた4億1,539万7,190円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は19億8,905万4,695円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。

「利益剰余金」につきましては、「減債積立金」は補填財源として使用した4,502万4,852円を減額した1億2,553万5,327円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が「未処分利益剰余金」に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金4億1,539万7,190円で、「利益剰余金合計」は、6億1,736万8,473円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金4億1,539万7,190円のうち、減債積立金として7,000万円を積み立て、減債積立金の取り崩しに伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分4,502万4,852円を資本金へ組入れ、残額の3億37万2,338円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は(1)「有形固定資産」から(3)「投資その他の資産」までの合計で49億5,926万7,419円あります。

2.「流動資産」は、(1)「現金預金」から(4)「その他流動資産」までの合計で、7億4,134万7,811円で、「資産合計」は57億61万5,230円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3.「固定負債」は(1)企業債と(2)引当金の合計で、24億250万6,831円となります。

4.「流動負債」は(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計3億217万5,534円となり、5.「繰延収益」3億4,268万9,309円を合わせた「負債合計」は30億4,737万

1, 674円となります。

次に、10ページの資本の部であります。6.「資本金」は、19億8,905万4,695円となり、7.「剰余金」は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計6億6,418万8,861円で、合わせた「資本合計」は26億5,324万3,556円となります。

負債資本の合計は、57億61万5,230円となり、8ページ下段「資産合計」の額と一致しております。

次の、11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上をもちまして、議案58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の13ページから30ページまで決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**



## (登壇)

それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

議案第61号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「濱口 精幸 (はまぐち せいこう)」氏の任期が、本年10月8日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「田中利保 (たなか としやす)」氏を新しく任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、諮問第2号から諮問第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の21ページから27ページまでをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されておりますが、そのうち3人の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある「田中利保（たなか としやす）」氏、「森浦涼子（もりうら りょうこ）」氏を新たに推薦し、「平山 泉（ひらやま いずみ）」氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」につきまして説明いたします。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書の1ページをご覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億3,294万1千円とするものであります。

3ページをご覧ください。

歳入は、15款、県支出金で、三重県知事選挙執行委託金1,281万5千円の追加であります。

4ページをご覧ください。

歳出は、2款、総務費、4項、選挙費で、三重県知事選挙に係る経費として1,281万5千円の追加であります。

以上をもちまして、報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」の説明とさせていただきます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、議案書の30ページをご覧ください。

報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

これにつきましては、本市の令和2年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、31ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

## (降壇)